

## 七尾港

令和6年1月11日18:00時点

番号	施設	地区等	水深	延長	係船能力	利用可否	備考
①	矢田新岸壁 (第一西)	矢田新	5.5m	65m	2,000トン 1隻	不可	
②	矢田新岸壁 (第二東)	矢田新	9m	165m	10,000トン 1隻	可	1) 慎重に接岸させること。 2) 陸側から海側への強風等による牽引力に注意し、栈橋上部工の変位発生等異常が見られた場合には速やかに離岸すること。 3) 栈橋の上部（岸壁法線から約10m）には重量物は載せないこと。
③	大田物専岸壁	大田	10m	185m	15,000トン 1隻	不可	
④	大田2号岸壁	大田	10m	185m	15,000トン 1隻	不可	
⑤	大田3号岸壁	大田	11m	260m	18,000トン 1隻	可	1) 岸壁法線から約20mの範囲は、液状化した形跡があるため、車両通行しないこと。
⑥	大田地区係船杭	大田	10m	200m	12,000トン 1隻	不可	
⑦	矢田新さん橋 (第一西)	矢田新	7.5m	220m	旅客船 15,000トン 1隻 貨物船 6,000トン 1隻	可	1) 慎重に接岸させること。 2) 陸側から海側への強風等による牽引力に注意し、栈橋上部工の変位発生等異常が見られた場合には速やかに離岸すること。 3) エプロン部及び渡版部（あわせて岸壁法線から約11m程度）には重量物を載せないこと。

上記「利用可否」は構造的な利用可否を示すものであり、実際の空き状況については港湾利用調整担当（TEL：直通 03-5253-8688）までご相談ください。

再度地震が発生した場合、その規模や現地調査等を踏まえて、利用可否に変更が生じる場合があります。

# 七尾港

令和6年1月11日18:00時点

番号	施設	地区等	水深	延長	係船能力	利用可否	備考
⑧	矢田新さん橋 (第一東)	矢田新	5.5m	180m	2,000トン 2隻	不可	
⑨	須曾(東)さん橋	(C-4-5)			-	不可	
⑩	府中さん橋	(C-4-7)	4m		-	可	
⑪	矢田新さん橋(港内側)	(C-4-9)	4m		-	可	
	矢田新さん橋(港外側)	(C-4-9)	4m		-	不可	
⑫	寿物揚場	(C-6-1、 C-6-2)	4m	500m	-	可	1) 慎重に接岸させること。 2) 陸側から海側への強風等による牽引力に注意し、上部工の変位発生等異常が見られた場合には速やかに離岸すること。 3) エプロン部には重量物を載せないこと。 4) エプロン背後に段差があるため注意すること。
⑬	矢田新物揚場	(C-6-4、 C-6-5、 C-6-10)	4m		-	可	1) 慎重に接岸させること。 2) 陸側から海側への強風等による牽引力に注意し、上部工の変位発生等異常が見られた場合には速やかに離岸すること。 3) エプロン部には重量物を載せないこと。 4) エプロン背後に段差があるため注意すること。
⑭	矢田新物揚場	(C-6-7、 C-6-8)	2m		-	不可	
⑮	矢田新物揚場	(C-6-9)	3.5m		-	不可	
⑯-1	万行物揚場	(C-6- 15)	4m	120m	-	不可	

上記「利用可否」は構造的な利用可否を示すものであり、実際の空き状況については港湾利用調整担当 (TEL: 直通 03-5253-8688) までご相談ください。

再度地震が発生した場合、その規模や現地調査等を踏まえて、利用可否に変更が生じる場合があります。

# 七尾港

令和6年1月11日18:00時点

番号	施設	地区等	水深	延長	係船能力	利用可否	備考
⑩-2	万行物揚場	(C-6-11)	4m	80m	-	可	計画水深より浅いため注意すること。
⑩-3	万行物揚場	(C-6-14)	4m	120m	-	可	1) 慎重に接岸させること。 2) 陸側から海側への強風等による牽引力に注意し、上部工の変位発生等異常が見られた場合には速やかに離岸すること。 3) エブロン部には重量物を載せないこと。 4) エブロン背後に段差があるため注意すること。 5) 計画水深より浅いため注意すること。
⑰	万行物揚場	(C-6-12、C-6-13)	1.5m	-	-	不可	
⑱-1	大田物揚場	(C-6-16)			-	可	
⑱-2	大田物揚場	(C-6-17)			-	不可	
⑲	上三室物揚場	(C-6-18)			-	不可	
⑳	鹿渡島物揚場	(C-6-19、C-6-20)	2m		-	可	
㉑-1	須叢物揚場	(C-6-21)	2m		-	可	1) 慎重に接岸させること。 2) 陸側から海側への強風等による牽引力に注意し、栈橋上部工の変位発生等異常が見られた場合には速やかに離岸すること。 3) 栈橋の上部には重量物は載せないこと。
㉑-2	須叢物揚場	(C-6-23)	2m		-	可	
㉒	須叢物揚場	(C-6-22)	4m		-	可	

上記「利用可否」は構造的な利用可否を示すものであり、実際の空き状況については港湾利用調整担当（TEL：直通 03-5253-8688）までご相談ください。

再度地震が発生した場合、その規模や現地調査等を踏まえて、利用可否に変更が生じる場合があります。

## 七尾港

令和6年1月11日18:00時点

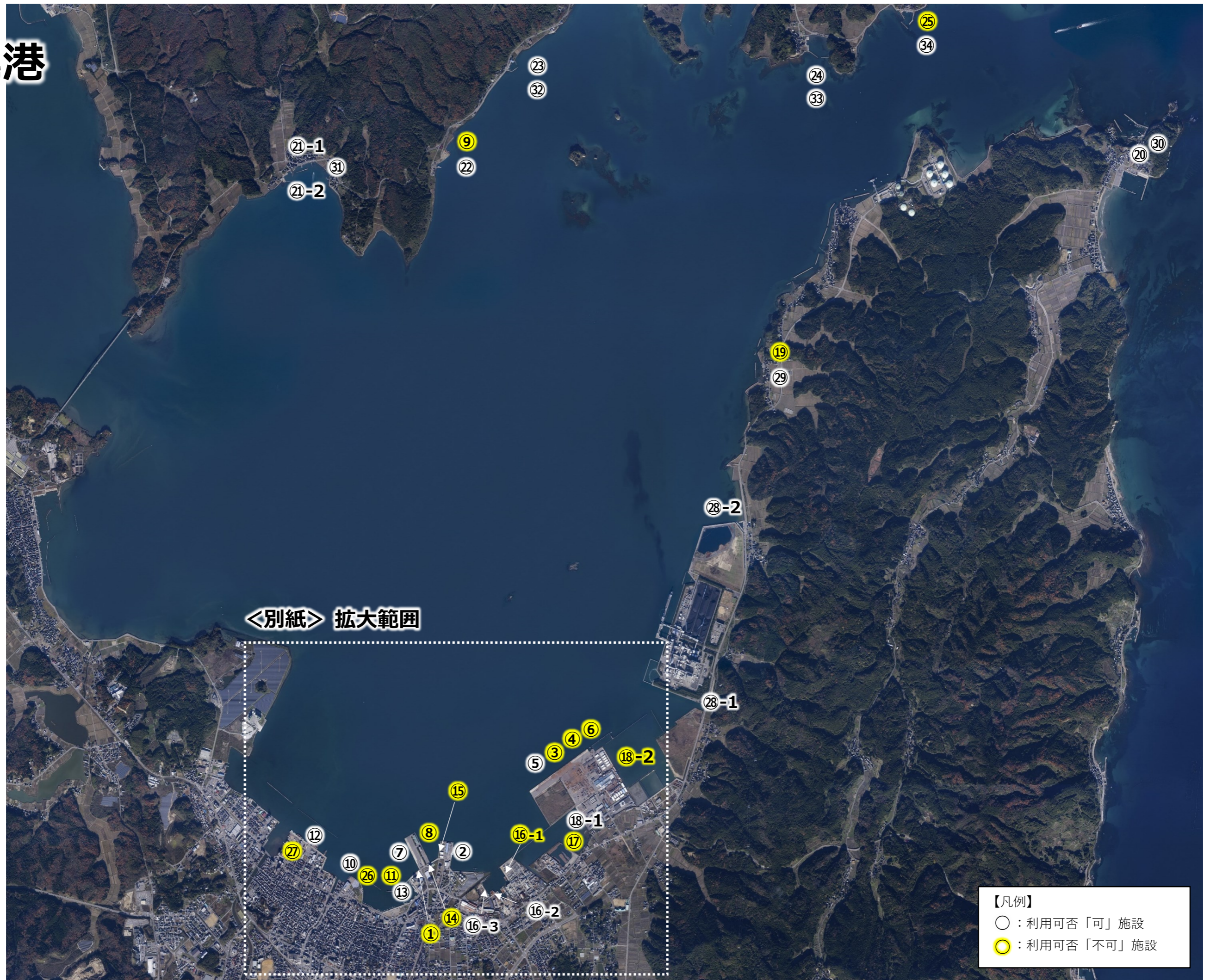
番号	施設	地区等	水深	延長	係船能力	利用可否	備考
㉓	佐波物揚場	(C-6-24)	2m		-	可	
㉔	二穴物揚場	(C-6-25)	2m		-	可	1) 慎重に接岸させること。 2) 陸側から海側への強風等による牽引力に注意し、栈橋上部工の変位発生等異常が見られた場合には速やかに離岸すること。 3) 栈橋の上部には重量物は載せないこと。
㉕	日出ヶ島物揚場	(C-6-26)	2m		-	不可	
㉖	府中物揚場	(C-6-27)	4m		-	不可	
㉗	寿船揚場	(C-7-4)			-	不可	
㉘-1	大田船揚場	(C-7-6)			-	可	
㉘-2	大田船揚場	(C-7-13)			-	可	段差が生じているため注意すること。
㉙	上三室船揚場	(C-7-7)			-	可	段差が生じているため注意すること。
㉚	鹿渡島船揚場	(C-7-8)			-	可	
㉛	須曾船揚場	(C-7-9)			-	可	段差が生じているため注意すること。
㉜	佐波船揚場	(C-7-10)			-	可	段差が生じているため注意すること。
㉝	二穴船揚場	(C-7-11)			-	可	段差が生じているため注意すること。
㉞	日出ヶ島船揚場	(C-7-12)			-	可	段差が生じているため注意すること。

上記「利用可否」は構造的な利用可否を示すものであり、実際の空き状況については港湾利用調整担当（TEL：直通 03-5253-8688）までご相談ください。

再度地震が発生した場合、その規模や現地調査等を踏まえて、利用可否に変更が生じる場合があります。



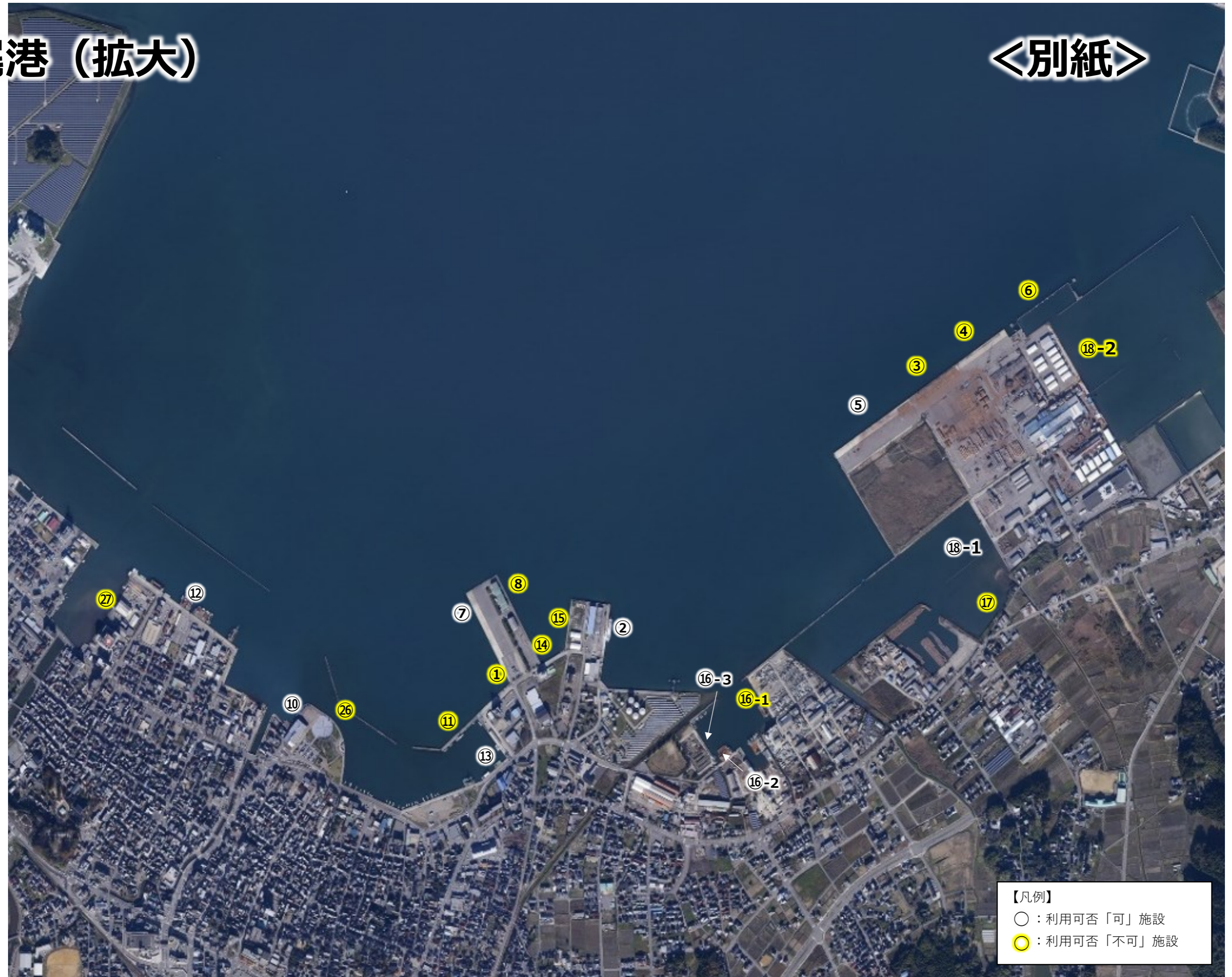
# 七尾港





# 七尾港（拡大）

<別紙>



【凡例】  
○：利用可否「可」施設  
●：利用可否「不可」施設